

香川県単独県費補助条例施行規則及び香川県補助金等交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年7月15日

香川県知事 浜田恵造

香川県規則第48号

香川県単独県費補助条例施行規則及び香川県補助金等交付規則の一部を改正する規則

(香川県単独県費補助条例施行規則の一部改正)

第1条 香川県単独県費補助条例施行規則(昭和31年香川県規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(記名の代替措置)</p> <p>第15条 条例第10条の規定により申請書等を電磁的記録で作成する場合においては、記名に代えて氏名又は名称を明らかにする措置であつて知事が別に定めるものをとらなければならない。</p>	<p>(記名押印の代替措置)</p> <p>第15条 条例第10条の規定により申請書等が電磁的記録で作成されている場合の記名押印については、記名押印に代えて氏名又は名称を明らかにする措置であつて知事が別に定めるものをとらなければならない。</p>

第1号様式及び第3号様式から第6号様式までの規定中「④」を削る。

第8号様式中「第13条」を「第14条」に改め、「④」を削る。

(香川県補助金等交付規則の一部改正)

第2条 香川県補助金等交付規則(平成15年香川県規則第28号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(電磁的記録による作成)</p> <p>第24条 略</p> <p>2 前項の規定により申請書等を電磁的記録で作成する場合においては、記名に代えて氏名又は名称を明らかにする措置であつて知事が別に定めるものをとらなければならない。</p>	<p>(電磁的記録による作成)</p> <p>第24条 略</p> <p>2 前項の規定により申請書等が電磁的記録で作成されている場合の記名押印又は署名については、記名押印又は署名に代えて氏名又は名称を明らかにする措置であつて知事が別に定めるものをとらなければならない。</p>

附 則

1 この規則は、令和3年9月1日から施行する。

2 第1条による改正前の香川県単独県費補助条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、使用することができる。